・松野地区の皆さんへ

週料金を改定します 富士上水道と料金体系を一元化



ている富士川上水道の2つの水道 水道と富士川・松野地区に給水し の富士市域に給水している富士上 現在、市は、平成20年の合併前

とになりましたのでお知らせしま 水道事業の料金体系を統一するこ 体系を富士上水道と同じにし、両 4月から、富士川上水道の料金 事業を行っています。 担を公平にするため、4月からは の負担に格差が生じています。 用しても水道料金が違い、使用者

よび、今統一することになったの?

新しい基本計画ができました

の中心となっていて、各水道事業 の事業計画や財政計画に基づいて れています。水道料金は事業収入 水道事業は独立採算制で運営さ

利用者の負担の格差をなくします

▶ なぜ、水道料金を統一するの?

が事業を行っています

富士上水道も富士川上水道も市

決められています。

しかし、富士上水道は、

水道メ

た新しい「富士市水道事業基本計 市町合併による変化などに対応し 金体系を継続してきました。昨年、 ておらず、合併後もそれぞれの料 士市水道事業の基本計画が定まっ 合併などによる変化を考慮した富 平成20年11月の合併の際には、

金を決める「口径別」、富士川上

ーターの口径の大きさによって料

水道は水道の使用用途によって料

料金体

系が異なっています。 金を決める「用途別」と、

> を統一することになりました。 これにより、4月から料金体系

改定後の料金はどうなるの?

富士川上水道も富士上水道と同じ

この格差をなくし、使用者の負

そのため、同じように水道を使

画」を策定しました。

「口径別」の料金体系に一元化しま

旧富士市 富士川・松野地区 変更はありません



大部分で料金が下がります

形で、両事業の水道料金を統一す 受け、昨年の富士市議会11月定例 定しました。 会で水道料金を改定することが決 ることが適当である」との答申を 上水道の料金体系へと一元化する 富士川上水道の料金体系を富士 富士市水道事業経営審議会から

引き下げになります(表1参照)。 道の利用者の大部分で水道料金が 金体系を適用すると、富士川上水 富士川上水道に富士上水道の料



表 1 改定料金表(消費税及び地方消費税を含む)

区分	基本料金(月額)		従量料金(1 m³ につき)	
口径(mm)	水量 (m³)	金額	段階区分(m³)	金額
13		630 円	11 ~ 20	63 円
20	10まで	997.5 円	21 ~ 50	84 円
20	10 & C		51 ~ 100	99.75 円
25		1,407 円	101 ~	115.5 円
30		1,659 円	1 ~ 20	63 円
40		3,213 円		
50		4,935 円	21 ~ 50	84 円
75		1万2,075円	51 ~ 100	99.75 円
100		2万1,420円		
150		3万7,275円	101 ~	115.5 円

■ 平成24年4月検針 (平成24年5月請求) 分の料金適用図

3月仮想検針日 (検針日間の中間日)

平成24年4月1日 :

(平成24年5月請求分)

変更もありま 同額で金額の 水道、富士川 ただく加入金については、 上水道ともに

せん。



手続は必要ありません と届け出をお願いしていましたが には、水道の使用用途を変更する 4月1日以降は不要になります。 これまで富士川上水道の利用者







料金改定日の4月1日以降に検針

)料金はいつから改定するの?

した分の水道料金から適用します

3月分 4月分 これまでの料金

合は届け出をしてください。

間使用しない場合、

廃止する場

る場合や長期の出張などで長い

引っ越しで水道の使用をやめ

水道の使用をやめる場合に

は届け出をお願いします

単位で計算します。そのため、 月分と後月分に等分し、月ごとに 仮想検針日を境に、使用水量を前 針日間の中間日を仮想検針日とし に行いますが、水道料金は1か月 月に2か月分の水道料金をまとめ て通常の検針日と同様に扱います。 水道料金を計算して、検針月の翌 使用水量の検針は、2か月ごと 改定された新しい料金

※水道を休止している間は水道

長い間水道を使用しない場合 水道の使用をやめる場合や、

料金はかかりません。

4月検針日

※1立方メートル未満の端数があ 月分は切り上げになります。 る場合は前月分は切り捨て、 後

現行料金

平成24年4月検針水量

※廃止届を出した後、 する予定がない場合

今後、その場所で水道を使用

改めて加入金などが必要です。 で再び水道を使用する場合は、 同じ場所

届け出についての問い合わせ お客様センター

て請求します (図1 参照)。

(水道庁舎1階)

水道料金の改定についての問い合わせ

2月検針日

水道管理課 水道営業課 **2** (55) 2 8 4 5 55) 2 8 4 3 su-eigyou@div.city.fuji.shizuoka.jp 区 (53) 2745

■su-suidoukanri@div.city.fuji.shizuoka.jp

(5) 広報ふじ2012年2月20日号